

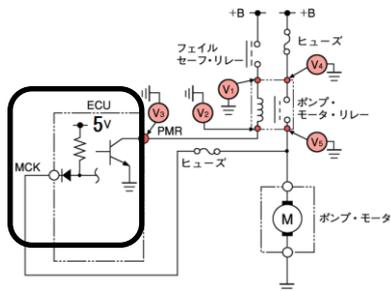
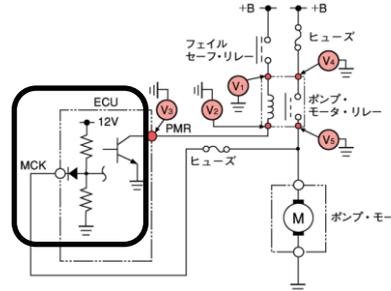
〔エンジン電子制御装置〕(第三版一訂正表 2 号)

変更頁	変更行	変更内容	
136 頁	下から 4 行目	網掛け部分を追加	㊦ 図 2-191 及び図 2-192 の V1 に 12V (LED では 2V) の電圧が発生し、～
163 頁	図 2-287	図の名称を変更	(正) 図 2-287 駆動時の点検(3) (誤) 図 2-287 駆動時の点検(2)
264 頁	上から 1 行目と 2 行目の間	追加	ここでは、第 2 章で説明したバキューム・センサの異常検知と異なるバキューム・センサ(電源線断線時に 0V となる)について説明する。

〔シャシ電子制御装置〕(第三版一訂正表 2 号)

変更頁	変更行	変更内容	
106 頁	下から 9 行目	傍線部分を削除	もう一方の外側端子を信号アースとした場合、回転シャフトのセンタ端～
107 頁	下から 19 行目	傍線部分を削除	センサの機能低下(特性異常)や各配線に接触抵抗の増大などが発生し、実際の操舵の角度、速度と操舵力～
117 頁	上から 5 行目	傍線部分を削除	センサの機能低下(特性異常)や各配線に接触抵抗の増大などが発生し、操舵角度、操舵速度及び操舵力そ～
123 頁	図 1-85	図の差替え	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(正)</p> <p>図 1-85 異常検知範囲 (2)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(誤)</p> <p>図 1-85 異常検知範囲 (2)</p> </div> </div>
127 頁	下から 2 行目	傍線部分を削除	CW 信号線の異常(断線、短絡、接触～)
130 頁	図 1-101	図の一部訂正	<p>図中の○部が訂正箇所(W相の『U⇒V』の波形を訂正)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(正)</p> <p>図 1-101 信号電圧特性</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(誤)</p> <p>図 1-101 信号電圧特性</p> </div> </div>
130 頁	上から 12 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	て、U 相、V 相、W 相の各相の磁束を検出し、マイコン駆動アンブにフ～ 置を検出して、マイコン駆動アンブにフィードバックすることで算定している。
	下から 10 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	

変更頁	変更行	変更内容						
134 頁	上から 5 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	場合で、アクチュエータ(モータ)の動作が不良のときは、モータ、信号駆動アンプ及び ECU 本体の異常が～					
167 頁	図 1-58	図の差替え	<p>(正)</p> <p>図 1-58 検出情報と信号電圧の整合確認</p> <p>(誤)</p> <p>図 1-58 検出情報と信号電圧の整合確認</p>					
	下から 3～1 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	<p>図 1-69 の MCK 回路でのマイコンが異常検知する仕組みは、モータの電源側端子の監視を行い、図 1-74 に示すモータ駆動停止時にマイコンの閾値と MCK の診断回路の信号電圧の比較が行われ、マイコンは、図 1-75(1) に示すマイコンの閾値をアップ・エッジする信号電圧を検出したときにと信号電圧に論理の不一致があるときに異常検知を行う。</p> <p>図 1-75-(1) に示すモータ駆動停止時に閾値をアップ・エッジする信号電圧を検出したときに異常検知を行う。また、図(2) に示すモータ駆動時に閾値をダウン・エッジする信号電圧を検出したときに異常検知を行う。</p>					
172 頁	図 1-74	図の差替え	<p>(正)</p> <p>図 1-74 異常検知範囲</p> <p>(誤)</p> <p>図 1-74 異常検知範囲</p>					
	図 1-75	図の差替え	<p>(正)</p> <p>図 1-75 MCK 診断信号電圧の閾値</p> <p>(誤)</p> <p>図 1-75 MCK 診断信号電圧の閾値</p>					
174 頁	下から 2～1 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	<p>場合には、MCK 駆動診断線から分岐した診断回路(0V が掛かる。)により、マイコンには、正常の駆動時と同じ 0V が掛かるため、正常・異常の判断ができず、異常検知は行わない。閾値をダウン・エッジする信号電圧を検出して異常検知を行う。</p>					
191 頁	表 2-1	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	<table border="1"> <tr> <td>52</td> <td rowspan="2">略</td> <td>・モータ・リレー ON 出力時の MCK 端子電圧が 24.5V 以下</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>・モータ・リレー OFF 出力時の MCK 端子電圧が 63V 以下</td> </tr> </table>	52	略	・モータ・リレー ON 出力時の MCK 端子電圧が 24.5V 以下	53	・モータ・リレー OFF 出力時の MCK 端子電圧が 63V 以下
52	略	・モータ・リレー ON 出力時の MCK 端子電圧が 24.5V 以下						
53		・モータ・リレー OFF 出力時の MCK 端子電圧が 63V 以下						
193 頁	上から 17 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	<p>モータ OFF の故障診断をしており、発進時にモータを駆動し、モータ・チェック(MCK)電圧が 24.5V 以下～</p>					

変更頁	変更行	変更内容	
193 頁 194 頁 195 頁	図 2-5 図 2-6, 図 2-7 図 2-8	図の一部訂正	<p>図中の○部が訂正箇所 (ECU 内の電圧値を 12V から 5V に訂正すると共に抵抗を削除)</p> <p>(正) </p> <p>(誤) </p> <p>図 2-5 モータOFF故障診断時の断線の点検</p>
194 頁	下から 21 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	モータ ON 故障を診断しており、ポンプ・モータ・リレーOFF 時の MCK 電圧が 63V 以上のときに警告灯～
259 頁	上から 16～17 行目	第三版にて追加した部分になりますが、傍線部分を削除	モータのコイル、駆動信号線、F/B 信号線、FET 電子スイッチ、駆動線、アース線のいずれかに断線があ～
329 頁	図 7-146	図の番号を変更	(正) 図 1-146 (誤) 図 7-146

〔総合診断・環境保全・安全管理〕 (第四版一訂正表 2 号)

変更頁	変更行	変更内容	
14 頁	下から 7 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	用部品の種類として新品 (純正部品, 社外部品), <u>リサイクルリユース品</u> (リビルト部品, 中古部品) 等, お客様の～
153 頁	下から 17 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	・トラック・バスなどの大型車, <u>特殊種自動車</u> (いわゆる 8 ナンバー車), ナンバプレートの付いていな～
156 頁	上から 6 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	す。 <u>重傷症</u> では心室細動, 心筋障害等により死亡するとされている。
161 頁	下から 16～13 行目	法改正のため 全て差し替え	2) 廃タイヤの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)」上の区分 事業者 (運送会社, バス会社など) から生じる廃タイヤは産業廃棄物となり, それ以外の廃タイヤ (主に個人・自治体などから生じるもの) は一般廃棄物に区分される。
	下から 12～6 行目	法改正のため 全て差し替え	3) 整備工場が廃タイヤを適正処理する方法 (1) 産業廃棄物である廃タイヤ 産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない整備工場では, 「産業廃棄物に区分される廃タイヤ」を引き取ることができないが, タイヤ交換などの事業活動に伴って生じる廃タイヤを無償で引き取る下取り行為は可能である。この場合, 整備工場が排出事業者として, 引き取った廃タイヤを適正に処理しなければならない。適正処理の方法は, 整備工場が産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を有する者に処理を委託しマニフェストを交付する。 なお, 当該整備工場の取り引き先のタイヤ販売店などにおいても, 新品タイヤの販売という事業活動に伴って生じる廃タイヤを, 整備工場から無償で引き取る下取り行為は可能である。 (2) 一般廃棄物である廃タイヤ 整備工場などのタイヤを販売する者には, 廃棄物処理法施工規則により「一般廃棄物に区分されるタイヤ」の引き取り及び適正処理が義務付けられている。また, 廃タイヤを引き取る際に, その処理に係る費用の実費相当分を引き取り依頼者から徴収することは可能である。 適正処理の方法は, 取り引き先のタイヤ販売店などに処理を依頼する方法と, 整備工場が排出事業者として, 産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を有する者に処理を委託しマニフェストを交付する方法がある。

変更頁	変更行	変更内容																																									
162 頁	上から 11～13 行目	法改正のため 全て削除	なお、LLC は、～ ある。																																								
166 頁	表 5-3(一部)	傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 訂正又は追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物発生源</th> <th>関連法規制</th> <th>処理・管理</th> <th>処理方法(委託先等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フロン</td> <td>①②④⑫</td> <td>回収 マニフェスト作成</td> <td>熱源として利用 産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>LLC</td> <td>②⑦⑨</td> <td>回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>ワパ等ゴム類</td> <td>⑨</td> <td>分別回収・保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> <td>⑨</td> <td>分別回収・保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>ラジエータ</td> <td>⑨⑩</td> <td>回収・分別保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>バランス・ウェイト</td> <td>⑨⑩</td> <td>回収・分別保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>パンパ</td> <td>⑨⑩</td> <td>分別回収・保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>ガラス類</td> <td>⑨⑩</td> <td>回収・再利用 回収 マニフェスト作成</td> <td>メーカー引き取りリサイクル 産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>オイル・フィルタ</td> <td>⑨⑩</td> <td>回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物発生源	関連法規制	処理・管理	処理方法(委託先等)	フロン	①②④⑫	回収 マニフェスト作成	熱源として利用 産業廃棄物処理業者等	LLC	②⑦⑨	回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	ワパ等ゴム類	⑨	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	フィルタ	⑨	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	ラジエータ	⑨⑩	回収・分別保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	バランス・ウェイト	⑨⑩	回収・分別保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	パンパ	⑨⑩	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	ガラス類	⑨⑩	回収・再利用 回収 マニフェスト作成	メーカー引き取りリサイクル 産業廃棄物処理業者等	オイル・フィルタ	⑨⑩	回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等
廃棄物発生源	関連法規制	処理・管理	処理方法(委託先等)																																								
フロン	①②④⑫	回収 マニフェスト作成	熱源として利用 産業廃棄物処理業者等																																								
LLC	②⑦⑨	回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
ワパ等ゴム類	⑨	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
フィルタ	⑨	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
ラジエータ	⑨⑩	回収・分別保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
バランス・ウェイト	⑨⑩	回収・分別保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
パンパ	⑨⑩	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
ガラス類	⑨⑩	回収・再利用 回収 マニフェスト作成	メーカー引き取りリサイクル 産業廃棄物処理業者等																																								
オイル・フィルタ	⑨⑩	回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
167 頁	表 5-4(一部)	傍線部分を削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物発生源</th> <th>関連法規制</th> <th>処理・管理</th> <th>処理方法(委託先等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オイル・フィルタ</td> <td>⑨⑩</td> <td>分別保管</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物発生源	関連法規制	処理・管理	処理方法(委託先等)	オイル・フィルタ	⑨⑩	分別保管	産業廃棄物処理業者等																																
	廃棄物発生源	関連法規制	処理・管理	処理方法(委託先等)																																							
オイル・フィルタ	⑨⑩	分別保管	産業廃棄物処理業者等																																								
	下から 1 行目	網掛け部分を追加	進に関する法律 ⑪容器包装リサイクル法 ⑫フロン回収破壊法																																								
174 頁	表 2-1	⑤管理が不適切な場合の具体例を傍線のように一部削除	・教育訓練が不十分																																								
175 頁	図 2-3	間接原因である第 2 の駒を訂正	(正) 人的欠陥 (誤) 人的欠落																																								
176 頁	表 2-3	(第 1 の駒)の具体例を傍線部分のように一部削除	・教育訓練が不十分である																																								
183 頁	下から 9 行目	傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 訂正	誘導する人は、車の侵入進入経路には立たない。また、挟まれるような場所を避ける。																																								